	⑶　局舎種別が平屋局であって⑵以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系機械室建物面積×（平屋局機械室建物建設単価＋平屋局機械室建物災害対策増分単価） ⑷　局舎種別がＲＴ－ＢＯＸの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝メタルＩＰ音声系ＲＴ－ＢＯＸ数×ＲＴ－ＢＯＸ単価
機械室土地	1　局舎種別の選定基準 ⑴　大規模局、無線併設局及び衛星通信併設局の局舎種別は複数階局とし、無線単独局及び衛星通信単独局の局舎種別は平屋局とする。 ⑵　その他の局（ＲＴ－ＢＯＸを除く。）の局舎種別は、複数階局及び平屋局の場合についてそれぞれ算定した機械室建物及び機械室土地の資本コスト（減価償却費、利益対応税及び固定資産税の合計をいう。）及び保守コスト（施設保全費及び撤去費用の合計をいう。）の合計を比較し、より安価なものを選択する。 ［削る］ ［削る］ 2　複数階局の機械室土地の設備量の算定 ⑴　局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを、当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 ⑵　⑴の機械室土地面積から、データ系サービス及び光ＩＰ電話に係るもの（機械室建物の所要面積比により算定するものとする。）を控除したものを、当該局のメタルＩＰ音声系機械室土地面積とする。

	⑶　局舎種別が平屋局であって⑵以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価） ⑷　局舎種別がＲＴ－ＢＯＸの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系ＲＴ－ＢＯＸ数×ＲＴ－ＢＯＸ単価
機械室土地	1　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局の機械室土地の設備量の算定 ⑴　大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。 ⑵　局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 ⑶　局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。 ⑷　⑵及び⑶で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。 ［新設］